

○ 時効処理等取扱要領（平成25年1月11日法務省民商第7号）（抄）新旧対照表
改正（平成28年7月14日法務省民商第114号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 営業上の保証供託</p> <p>(1) 取戻請求権の消滅時効の完成時</p> <p>ア 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効の完成時）に於ける取扱い</p> <p>イ 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効の完成時）に於ける取扱い</p>	<p>2 営業上の保証供託</p> <p>(1) 取戻請求権の消滅時効の完成時</p> <p>ア 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効の完成時）に於ける取扱い</p> <p>イ 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効の完成時）に於ける取扱い</p>

い旨の定めがあるときは 次の①又は②の区分に応じ、
当該①又は②に定める期間

- ① 営業保証供託原因消滅事由の発生後、公告免除
期間を経過した日から起算して10年

- ② 権利申出公がされていることが明らかなるとき

次のa又はbの区分に応じ、当該a又はbに定める

期間

a 公告をした権利申出期間が明らかなるとき 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになつた日から起算して10年

b 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするため必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

(4) (ア)の定めがないときは 次の①又は②の区分に応じ、
当該①又は②に定める期間

- ① 公告をした権利申出期間が明らかなるとき 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになつた日から起算して10年

- ② 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするため必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

附則(平成28年7月14日法務省民商第114号)

(新設)

1 この通達による改正後の取扱要領は、平成28年7月14日から施行する。

(歳入納付をした供託事件の取扱い)

2 この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした供託金については、払渡請求を認可する場合を除き、回復の手続をすることを要しない。
また、供託官は、この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした供託事件について払渡請求を受けたときは、この通達による改正後の取扱要領により、消滅時効の完成の有無について審査する。